

神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和7年12月26日とする。

(改修工事の対象)

第3条 要綱別表3の1(2)の改修工事の対象は、外気に接した窓、壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の床、2階の天井等とする。外気に接しない窓（廊下に面した窓等）、室内の外気に接しない壁、2階建て以上の住宅の場合で、1階の天井、2階の床等は対象外とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。